

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
不利益処分名	予防規程の変更命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第14条の2第3項
連 絡 先	(電話 656 - 1193)
処 分 基 準	<p>市長は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。</p> <p>消防法第14条の2第1項、危険物の規制に関する規則第60条の2に定める規定に適合しないもの。</p> <p>通 達 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律の公布について(540.5.14付け自消甲予発第46号)</p> <p>第1 消防法に関する事項 1 危険物の規制 (7) 予防規程の作成、認可等</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)